付録第6号様式(第8条第1項)

令和　　　年　　　月　　　日

日本土地家屋調査士会連合会長　　殿

住 　所

氏 　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

(自 署)

誓　　　　約　　　　書

私は、土地家屋調査士法第5条第1号、第4号及び第6号から第8号までの規定

に該当しない者であることを誓約します。

［参照］　土地家屋調査士法（抄）

（欠格事由）

第５条　次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。

⑴　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しない者

⑵　未成年者

⑶　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑷　公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から３年を経過しない者

⑸　第42条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から３年を経過しない者

⑹　測量法(昭和24年法律第188号)第52条第2号の規定により、登録の抹消の処分を受け、その処分の日から３年を経過しない者

⑺　建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の規定により免許の取消しの処分を受け、その処分の日から３年を経過しない者

⑻　司法書士法(昭和25年法律第197号)第47条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から３年を経過しない者

（注）法第5条第2号及び第3号に該当しない証明が受けられない者は、当該事項を含む誓約を提出すること。